

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 23 日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局総務課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震における
医療保険制度の対応について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震における医療保険制度の対応について、改めて別添のとおり、概要を整理した資料を作成しましたので送付いたします。

特に、①被保険者証が提示できない場合においても、氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関を受診することが可能であること、②住宅の全半壊、主たる生計維持者の死亡又は行方不明、原子力災害対策特別措置法による避難又は退避を申し立てた場合等においては、被災地以外の市町村に転入した場合を含めて、一部負担金等を支払わずに受診することが可能であることについては、その取扱いが徹底されるよう改めてその実施及び関係者への周知についてよろしくお取り計らいください。

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震 ～ 医療保険制度における対応 ～

1 被保険者証なしでの受診・一部負担金等の免除

(一部実施済、一部検討中)

- ・ 氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関を受診することが可能。
※ 公費負担医療についても同様に手帳等の提示なしに受給可能。
(障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等)
- ・ 住宅の全半壊、主たる生計維持者の死亡又は行方不明、原子力災害対策特別措置法による避難又は退避を申し立てた場合などは、医療機関に一部負担金等を支払わずに受診することが可能。
※ 被災地以外の市町村に転入した場合も同様の取扱いとなる。
※ 入院時食事療養費、生活療養費等の自己負担についても、法改正を行った上で免除することを検討。
(阪神淡路大震災時と同様の措置)

2 医療機関への配慮(一部実施済、一部検討中)

- ・ 医療機関は、徴収猶予した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求。
- ・ 審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立て替えることを検討中。

3 保険者への財政支援(検討中)

- ・ 一部負担金等の免除を行った保険者への財政措置を検討中。
(阪神淡路大震災時と同様の措置)

4 保険料の免除、猶予等(一部実施済、一部検討中)

- ・ 保険者の判断により保険料の減免、徴収猶予及び納期限の延長が可能である旨の事務連絡を発出済。(健康保険は保険料の減免を除く。)
※ 被用者保険においても保険料を免除することができるよう法改正を検討中。
(阪神淡路大震災時と同様の措置)
- ・ 保険料の減免を行った保険者への財政措置を検討中。
(阪神淡路大震災時と同様の措置)

<照会先>

(医療保険制度の対応全般)	保険局総務課	直通	03-3595-2550
(医療機関関係)	保険局医療課	直通	03-3595-2577
(健康保険関係)	保険局保険課	直通	03-3595-2566
(国民健康保険関係)	保険局国民健康保険課	直通	03-3595-2565
(後期高齢者医療制度関係)	保険局高齢者医療課	直通	03-3595-2090